

外部医療機関で作成された医療情報の取り扱いについて

福岡東医療センターでは、外部医療機関で作成され、医用画像等が記録されたCD・DVD、診療記録等について、記録されたデータ等を電子カルテから参照できるように、画像記録装置に取り込みを行なっております。

取り込み後、提供元の医療機関にCD・DVD等の返却を要する場合には、患者様から返却していただくか、あるいは郵送で提供元の医療機関に返却しております。

提供元の医療機関にCD・DVD等の返却を要せず、特段のお申し出のない場合には、原則として、一定期間（翌年の12月31日まで）CD・DVD等を院内に保管したのちに、守秘義務契約を締結した専門の業者に委託して廃棄させていただいております。取り込めない形式のデータが記録されている場合には、院内でCD・DVD等を保管します。

今後、患者様が、外部医療機関で作成された医用画像等が記録されたCD・DVD等をご自身で所有・保管を希望される場合は、あらかじめ受付窓口（1階総合受付2・各診療科外来受付）でお申し出いただきますようお願い申し上げます。「外部医療機関で作成された記録媒体（CD・DVD等）受取証」にご署名いただき、ご本人様へお返しいたします。

また、外部医療機関で作成された医用画像や診療記録（以下「医療情報」といいます）を、他の医療機関での診療に利用させていただく場合、患者様あるいは親族の同意のもとに医用画像等が記録されたCD・DVD等を提供しますが、上記の方の同意が得られない状況で患者様の治療に緊急を要する場合は、他の医療機関に医療情報を提供することがあることはあらかじめご承知おきください。



2022年1月13日

独立行政法人国立病院機構
福岡東医療センター 院長